

政令第 号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二号の項中「百六十七番二十三」を「百六十七番十六」に改め、同表二十三号の項中「（豊橋市西浜町九番一から蒲郡市大塚町南向山十五番三及び愛知県額田郡幸田町大字須美字西迫三番五を経て同町大字須美字牛ノ松三十番一までを除く。）」を削り、同表百一号の項中「つがる市柏稻盛岡本九十七番一まで（五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七を経てつがる市柏稻盛岡本九十七番一までを除く。）」、つがる市木造越水長谷川百六十二番四から」を削り、「同市木造越水長谷川百六十二番四から」を「五所川原市大字福山字広富二百八番一から同市字本町三十六番七及び」に改め、同表百十三号の項中「千六百二十六番三まで」の下に「（長井市今泉字八景二千七百六十三番一から南陽市和田字深田三千五百三十六番一までを除く。）」を加える。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

理由

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、一般国道の指定区間を追加して指定する等の必要があるからである。